

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止について

令和3年8月3日（火）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和3年7月30日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
- (2) 代表者 理事長 大谷 知子
- (3) 所在地 大阪府茨木市上穂積二丁目1番10号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 グループホームふれあいぽっぽ
- (2) 所在地 茨木市松ヶ本町6番37号1009
- (3) 指定年月日 平成18年10月1日
- (4) サービスの種類 共同生活援助

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 6か月間の指定の一部効力停止（新規利用者の受入れを停止）
- (2) 効力停止期間 令和3年9月1日から令和4年2月28日まで

4 行政処分を行う理由

人格尊重義務違反

- ・令和3年6月14日に、グループホーム内で利用者が椅子を投げかけたことに従業員が怒り、利用者の頭を叩き、人格尊重義務に違反した。
- ・発生日の特定には至っていないが、グループホーム内で利用者が物をせがんでついて回ったことに従業員が怒り、利用者を叩き、人格尊重義務に違反した。
- ・発生日の特定には至っていないが、グループホーム内で利用者が暴れるのを止める際に、従業員が利用者を叩き、人格尊重義務に違反した。
- ・発生日の特定には至っていないが、グループホーム内で利用者同士が喧嘩するのを止める際に、従業員が利用者を叩き、人格尊重義務に違反した。

運営基準違反

- ・利用者21名について、個別支援計画の見直しを行うにあたり、サービス担当者会議を開催したことを確認できる記録がなかった。
- ・利用者1名の平成31年4月から令和元年9月までの期間及び令和3年4月から令和3年9月までの期間の個別支援計画について、文書により利用者の同意を得て交付したことが確認できなかった。
- ・利用者1名の令和2年10月から令和3年3月までの期間のモニタリングの記録が確認できなかった。
- ・利用者1名の平成31年1月から令和2年5月までの期間の個別支援計画及びモ

ニタリングの記録が確認できなかった。

- ・利用者1名の個別支援計画について、平成31年4月25日に令和元年5月から令和元年12月までの期間の個別支援計画を作成後、令和元年12月25日に令和2年1月から令和2年6月までの期間の個別支援計画を作成するまでの間、6月以内に個別支援計画の見直しを行ったことが確認できなかった。
- ・サービス管理責任者が、グループホーム春日の一部の従業者に個別支援計画の内容を説明していなかった。
- ・サービス管理責任者が、グループホーム春日の従業者に技術的指導及び助言を行っていなかった。

不正請求

- ・利用者21名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律における措置義務違反

- ・障害者虐待の防止に関する従業者の研修が徹底されていなかった。
- ・重要事項説明書では理事長が虐待防止責任者になっているが、責任者として障害者虐待の防止のための措置を講じていなかった。

福祉部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809 (ダイヤル)